

第 11 回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時 平成 23 年 3 月 26 日 (土) 13 時 30 分 ~ 15 時 10 分
開催場所 高知会館 会議室
参加者 (委員)
根小田渡委員 (委員長)、橋本誠委員、金子努委員、戸田文友委員
高村禎二委員、中越利茂委員、森永洋司委員
(高知県)
臼井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境副部長、
大野森づくり推進課長、久武企画監 (分収林改革担当)
田所行政管理課長、稲垣総務福利課長
欠 席 橋本勇特別委員、武田裕忠委員
司 会 森づくり推進課 山中

(司会)

ただいまから第 11 回高知県森林整備公社経営検討委員会を開催いたします。

私は事務局を担当しております、森づくり推進課の山中です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日委員の皆さまには、土曜日の午後というお忙しい時間にもかかわらずご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日、武田委員におかれましては、所用のため欠席との連絡を受けております。

最初に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

一番上が本日の検討委員会の会議次第でございます。

次に、資料 1 「森林整備公社の経営方針の見直し (案 1)」でございます。

次に、資料 2 「分離・分割後の不採算林整備策」でございます。

次に、資料 3 「高知県森林整備公社の経営方針の見直し案による将来負担見込 (一般会計)」でございます。

本日の資料は以上でございますが、不備がございましたらお申し付けください。よろしいでしょうか。

会に先立ちまして、4 月 1 日付の人事異動に伴い、平成 23 年度の事務局のメンバーが変わりますのでご報告いたします。

林業振興・環境部臼井部長が 3 月 31 日をもちまして退職し、後任は総務部の田村副部長。

林業振興・環境部大原副部長が公営企業局次長として転出し、後任は森づくり推進課の大野課長。

森づくり推進課大野課長の後任は、須崎林業事務所の國吉所長。

森づくり推進課久武企画監が産業振興推進部地域産業振興監として転出し、後任は水産政策課渡辺課長補佐となります。

よろしくお願いいたします。

本日の日程は、お手元の会議次第のとおりです。

それでは、ここからの進行を根小田委員長にお願いしたいと思います。根小田委員長、よろしくお願いいたします。

(1)「改革プラン」に関する各委員の意見について

①経営方針の具体的な見直し案について

②経営方針の見直し案による将来負担見込について

(根小田委員長)

はい、土曜日のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは第11回になりますが、森林整備公社経営検討委員会を開催いたします。

会議次第に基づいて、議題の「『改革プラン』に関する各委員の意見について」ということですが、前回の委員会で、公社の経営方針の見直しについて4つぐらいの案が示されまして、それについて意見交換をしたわけです。

その中で全体の意見の動向としては、案2及び案3の基本的な分離。つまり採算林と不採算林を分離して考えていくという、そういう方向をまず優先的に考えようということになりました。

もちろん、それが現実に難しい、あるいは不可能であるということになりますと、もういっぺん案1の見直しということにもなる場合もあり得るんですが、一応そういう方向となりましたので、そこで今回は、不採算林の分離等の具体的な方法について、委員の皆さまの意見もお聞きして、事務局の方で大体どんな考え方があり得るのかというようなことを整理していただきました。

なので、事務局の方からまず経営方針の具体的な見直し案について報告をいただき、同時に経営方針の見直し案、いろんな具体的ケースが考えられるのですが、そのそれぞれの場合に将来負担、具体的に言うと回収不可能額というか、債権放棄額というか、そういうものが一体どういうふうになるのかという。

これも大雑把な見通しではありますが、その辺も少し概算していただきましたので、両方を一括してまず最初に説明をいただいて、その後委員の皆さまからご質問・ご意見を伺いたいというふうに思います。

それでは事務局の方、よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい。久武でございますが、私の方からご説明をさせていただきます。

先ほど委員長の方からご説明いただきましたように、前回の委員会の中で、事務局の方で少し、各委員さんのご意見を聞いて整理するというところでございましたので、聞いてまいりました。

そのまますべてじゃないです。若干手を入れながら整理をしています。皆さんがご意見を言っていた、そのままになってないかも分かりませんが、そこはご承知いただきたいと思います。

私どもがお聞きをした中で、4つぐらいのご案をいただいたかなということで、大きく分けますと土地の売却、売却をしてしまうと。公社から手を離してしまうと。

それから、新たな契約を結ぶということで、受け皿を作る仕組みができないのかなということがもう1点でございます。

それからもう1つ。新制度で新しい受け皿を置くんだけど、所有権の問題がいろいろあるということだったので、そういう形であればSPCというか、そういう資産管理会社みたいな形を新たに作れるのであれば、そういう形を作るとその問題が解決するのではないかなと。

それから、土地所有者によっては新しい制度や交渉もしにくい場合もある。公的な機関で、公社の方に負担していただいて、公的な管理をしてほしい。要するに、土地所有者が反対に手放すというようなこともあるのではないかなということです。

大きく分けると、4つのご意見があったというふうに理解をしています。

それを少し、ポンチ絵で整理をさせていただいております。資料2ですが、案2と右の肩の方に書いてございますが、簡単に説明をした形にしています。

その下に4つの案がポンチ絵で、少し整理をしています。もうちょっと見ていただければなというふうに思っておりますが、1つは「売却」ということでございますが、これについては公社の持ち分が60%ございますので、この60%をすべて土地所有者にお渡し、売ってしまうということで、公社から手を離すということでございます。

基本的には今も分収林契約を結んでおりますので、売却をしますと契約が無効になります。解除をしていただくということでございます。

土地所有者の方は、自らが管理をしていただく。例えば森林整備をしていただく、自らの手で管理をしていただくというようなことになると思います。

で、その辺については売却するというところでございますので、公社から全く手が離れてしまうということでございますので、公社の方はその売却益で公庫への、当然借入をしておりますので、それを返還を終えるということで繰上償還ができますので、それだけの金利軽減効果が図れます。

県にも当然返ってくるということでございますので、公社から手を離して売却して、元々の土地所有者が整備をしていただく、管理をしていただくということでございます。

それから2つ目の「分離・分割後の不採算林整備策」。新契約案と書いてございますが、1つは受け皿、新しい制度という形だと思います。

皆さんのご意見をいただくと、森林整備公社の方が実際に作業班は持っておりませんので、実際は森林組合等に管理・整備をしていただいていますので、そういう形にするという形もないのかなという話でございましたので、こういう形でございます。

公社としましたら、土地所有者と今の分収林契約を解除するというところでございます。で、解除して売却するのではなくて、両方とも、受益権がございますと。

今公社が60%、立木を売れば収益としてもらえます。土地所有者は40%もらえますということなので、この60%と40%の受益権を持ったまま、第三者の森林組合等々の民間さんと管理契約を結んでいくということがこの案でございます。

この中で1つは、公社の方で実は一般のよりも高率の補助制度を設けてございますので、そういう公社と同じような高率の優遇制度ができて、設置をする、システムを作るということで、森林組合さんとか民間の経営体、それを受けていただける事業体がございましたら、そういう一定の高率の補助率、高率の支援策をもって三者で契約を結ぶ方式です。

俗に言うと、よくほかの県でやっておりますのは長期信託のようなイメージ。長期的にお渡しをして、あくまでも両方とも、土地所有者も公社も出資者みたいな形。配当をいただく立場みたいなものということでございますので、現実的には森林組合さんとか民間の経営体、受けていただく経営体が管理をするということでございます。

例えばということで少し、受益権という形で書いてございますが、今公社の方が6割を持っていますが、例えば森林組合さんの方、民間経営体の方がゼロでございますので、例えば高率の補助制度が設けられたとしても、残りの経費をどうするかということになります。例えば、今高率の補助制度なんですけど、85%は高率の補助制度を取っていますが、15%の部分については公社が自主財源を構えているということでございます。これで単純に考えますと、その15%分は、新たに受け入れていただく森林組合さんとか、民間経営体が負担をするということを想定したものです。

なかなか、公社が15%持つるのに、森林組合さん等々がそれを負担して森林整備できるのかどうかということでございますので、少しずつその受益権といった、配当益を減らしていくという形で森林整備の経費、それから管理費を賄うということです。

例えばということでご理解いただきたいのですが、例えば公社の6割を少し減らして5割にするとか、土地所有者が4割をお持ちなのでそれを少し減らして3割にする、30%にする。

少しずつでも減らしていただいて、その分の収益分について森林組合さん等施業をする団体さんに、その分を収益の中で事業はやっていただくという形で、公社も土地所有者も現実的なお金の出費がなくて、入る率が少し減ってくるということでございます。そういうシステムができないのかということでございます。

それからもう1つでございますが、「SPC」というようなちょっと聞き慣れないことでございますが、これはよく資産管理会社ということで、優遇措置を受けてる会社がございませぬ。

土地所有者が、例えば SPC さんを、新しい管理会社を立てた場合について、土地所有者につきましても現実的には現物出資。そのまま山を、山のその土地が土地所有者のものであるので、その土地所有者の現物を出資をしていただくという形で、SPC に所有権を移してしまう方法と。

土地所有者は土地と地上権を、出資をしますので、SPC が利益を被ればそれに対して配当が出てくるという形で権利関係が戻って、土地所有者も永遠に土地所有権はないのですが、その配当がいただける権利を持つということでございます。

SPC につきましても、基本的には現物出資という形と思いますが、当然 SPC につきましてもランニングコストというか、運営していくための当然経費がございますので、それに対しては民間の森林組合さんとか民間の経営体がそういうのを出資をする、一定の配当をする。

例えば公社の方は、この現物出資が基本でございますが、どうしても現物出資が駄目だという場合について、例えば購入するという場合については、公社の方が購入し出資をするという形でございます。

そのときには公社は当然財源がございませんので、県の方から貸し付けをし配当を財源としてまた入れてもらう方法とか。

公社が出資をするやり方と、少しここを色を変えてございますが、出資をするということと、例えば公社が出資も何もせずに、ただ単に今のところ経営権を持っていますので、経営権を SPC に譲渡するという形で、6 割配当をいただくという形で、実質的には SPC さんにすべて権限が移ってしまうというような仕組みだったと思います。

SPC さんは、実は資産管理会社であって、ここが事業をするわけではございませんので、ここに対して出資をする団体が要するというので、例えば森林組合さんとか連合会とか、民間の経営体が出資をする方法。

例えば「森林組合連合会等」と勝手に書いてございますが、これは仮定でございます。そういう公社以外の、SPC さんに出資できるような民間の経営体が例えば出資をするとか、SPC さんがお持ちになった経営権を購入して、その民間の経営体が経営をしていくということで、SPC はあくまでも資産を持つてる会社で、実際の事業をするのは民間の経営体に移るということでございます。

その下の方にまた同じように、森林組合さんまたは民間の林業経営体とございますが、実際この出資をする、SPC を管理をする民間が林業経営体でございましたらそのままできるのですが、もし万が一民間ではない、そういう林業関係ではないというところになりますと、SPC に出資をしている民間企業さんは、例えば森林組合さんとか民間の林業の経営をしている所にまた再委託をするという形になります。

そういう、若干ポンチ図で見ると複雑なんですけれども、簡単に言うと、所有権が土地所有者から SPC に変わるという形で、SPC はあくまでも所有者になって、その管理を民間の事業体に移行をするという形でございます。

基本的には現物出資をするとお金が動かない、現金が動かないというメリットがあるということで、1つの所有権の問題もなくなるということで、1つの案でございます。

それからもう1つの案につきましては、受け皿も駄目、例えば土地も売らないということで、完全に土地を買っていただくと。売るということであれば、対応できるというようなことがあるのかも分かりません。

そういう場合については、公社がそれを反対に4割分の収益とその土地の代金、底地を買うという形で、公社営林という形で、当然公社営林になると分収林事業でございませぬので、契約を解除するということになります。

公社は公社営林として、100%自分の山として整備をするということでございますので、そういう山になりますと公益性を持った、公益団体である公社が運営をしていくという形でございます。

その際、購入するということになりますと、公社につきましては財源がございませんので、県の方が何らかの形の支援をしていくという形で、県が購入資金を援助しても、公社との関係ということになると、公社が管理をする、県が資金援助をするということで、大きく分けると4つ。

中ほどの、SPCと「新契約案」と書いてございますが、若干形態がSPCという形になるのですけれども、実質的には民間の事業体に事業を発注、お願いをする。直接的に経営をしていただくという形で、ほぼやり方は同じなんですけど、大きく分けると3つぐらいに分けるようになるというようなことでもございましたので、こういう取りまとめをさせていただきました。

それから次の資料3でございますが、これにつきましては前回も少しアバウトという言い方をされているんですけども、「少し数字を出していただきたい」というようなご指示でございましたので、一般会計、教育の森についてはこういう査定をしてません。区分けをしてませんので、林業振興・環境部が所管をします一般会計でございますが、これでの数字を出させていただきました。

この1枚目でございますが、左の方に書いてございますのは案1・案2・案3で、別会計、いわゆる公社の中で分ける。案2は分離をする。案3というのはそれにプラス公益事業、公益的な事業を加えるということでございます。

その右の方に、番号5・6・7というふうに打ってございますが、これは前回、本日もお渡しをしましたように、単価が違うということでございます。5番については21年度の平均単価、木材価格を使っている。6番については、3カ年の平均単価を使っている。7番につきましては、5カ年の平均単価を使っているということの番号でございます。

その右の方に、「収支不足額②」というのを提示をしていますが、これは前回、長期収支の試算を示しましたので、約166億円くらい、最大で長期収支がマイナスになるという数字を再掲をしております。

その右側でございますが、「将来投資分」。例えばAにつきましては収支が合いますので、

C・D・E については収支が合わないということでございますので、これについてどうなるんだというような形の表にさせていただきます。

それで、その将来投資額の中の、③・④・⑤と書いてございますが、「分収推計金額」。これは公社がC・D・Eについて最終的に契約満了になりまして、主伐をしまして、木を伐ったときの収益をここへ計上しております。

④につきましては、このC・D・Eに係る今後の「将来投資額」について書いてございます。

それから5番につきましては改訂をしておりますので、その団地ごとの支払利息を把握してさせていただきますので、それをまとめた数字を書いております。

その右の方で6番としまして「将来収支1」と書いてございますが、これにつきましては、このC・D・Eについて推計。将来もらえる金額から将来の投資額、今後の投資額、それから今後の将来利息、支払利息に対して差し引いたものでございます。

例えば案2の5番目でございますが、③番に81億3,400万円ということで、約81億円収入がC・D・Eにございますという表でございます。

その右の方で、30億6,000万円というのがございますが、このC・D・Eにつきまして、今後30億円くらい投資をするというように予定をしてるということでございます。

その右の将来利息につきましては、21億円弱ということでございます。これは将来、今現在借り入れてる金利が、契約が終わって約定が来まして、最後まで支払う将来利息ですが約21億円ございますということでございます。

将来収支はこれから、先ほども言ったように、収入から投資額と支払利息を省いたものでございます。5番の案2でいくと、36億円くらいの収支がある。これは既往投資額を除けたという話でございます。こういう形で出てきますと。

その右の方で「分離する不採算林を時価評価した場合」、どうなるのかという形でございます。先ほども言いましたように、将来的には時価というのが今の価格で評価をするというのが一点ございます。

それと将来収入が、例えば50年後に売られたときの価格が今の時価というか、今の評価でございますので、それを一定の基準に基づいて割戻したときにどういう評価になるのかということでございます。

こういうことを、数字を出していくと、⑧番のところで「⑧=⑦÷1.879」ということで書いてございます。少し下の方で、米印の2番という形で説明を付けてございますが、実は日本政策金融公庫がほとんど資金調達をしている所でございますので、この22年3月末日現在の基準金利が1.7%でございますので、それから割引率を計算をしたということで、加重平均をしております。

そういうふうには計算をしますと、一番下でございますが、数字をちょっと書いてございまして、ややこしいので申し訳ございませんが、加重平均としては今37年くらいまだ残余が残っているというようなことで、計算しますと1.879という割戻しを計算をするという

ことでございます。

そういう計算をしますと、最初にまた戻って申し訳ございませんが、5番のところに約19億くらいの価値として評価ができるということでございます。

その右の方でございますが、「将来負担見込額」ということで「無償譲渡の場合」。要は価値があったとしてもゼロで、要はただでお返しをした場合、収支がどうなるのかということでございます。

これにつきましては5番で説明しますが、先ほども言いましたように約166億円の今のところ不足でございますが、これを価値が今やりますと約19億円。時価でやりますと36億という将来収支がございます。

ちょっと飛んで申し訳ございませんが、⑦番の「将来収支2」というところですが、また後ほど説明をしますが、実は一番下位のランクのEランクにつきましては、実は時価評価をしますとマイナス評価になってしまいますので、マイナス評価で売るということは基本的にはできないということで、例えばEのところはマイナスが出てますので、それをゼロと計算をしたということでご理解をいただきたいと思えます。

となりますと、将来収支のところでは現実的にはマイナスのものを、お金もらって売るわけにはいきませんので、それをただで、無償で返すということで36億円くらいございますと。

それで、今のこれを時価評価すると19億円ございますので、これを差し引きすると、160億円くらいやると、「無償譲渡の場合⑨」と書いていますが、②番というのは全体の収支不足額、それから⑥番で無償譲渡した場合ですので、これを差し引きすると196億円のマイナス。

マイナスが増えますので、将来的に⑥番ですが29億円収入があるということなので、これがただでお返しをすれば29億円の収入益、収入がなくなってしまうということでございますので、166億円に29億円を足した額、196億円が無償譲渡の場合については最大のマイナスになるということで、この196億円が返ってこない可能性があるかと。

今、約280億円ございますが、約200億円くらいが返ってこないということの数字でございます。

その右の方でございますが、「時価で売却する場合」ということで定義をしていますが、数字的には⑩としまして、⑨からマイナス⑧を引いております。

⑨というのは、先ほど言ったようにほとんど無償でやってもらいます。⑧番というのは一定時価で売れるという。割戻した場合も時価でございますので、この差し引きをすると一定19億円くらいの収益がございます。「今売れば、売れます」ということでございますので、177億円くらいのマイナスになるのかなということ。

今まではちょっと、同じようにすると166億円ですが、若干マイナスが増えてくると。そういう計算を⑤・⑥・⑦同じような形で、パターンでまとめました。

あくまでもこれは数字上の、机上の計算でございますので。これが絶対かということになると、公社の一定の見込というか、参考の数値としてご理解をいただきたいというふう

に考えております。

そういうになりますと、無償譲渡で万が一やったときについて、一番高いのが案3の5番目でございますが、約253億ということで、280億円負債を抱えていますが、254億円弱の将来価格が返ってこないということで、このパターンが一番厳しいということでございます。

分離案としても一番成績がいいのが7番目の、案2の7ですが、144億円で、時価で売却をしたときにやるということで、当然時価で売却をしたとしても、今の価格が低いというか、将来売った方が木が大きく成長をしますので、高くなりますので、当然一定マイナスダメージを受けますので、いずれの長期収支よりもマイナス幅が増えるようになってございますが、ここはいろいろ考えがあると思います。

経費の削減とか、その辺の実効性等で補うということも考えられるのではないかなと思っています。

無償譲渡ということと、時価で売却をしたときの、まず収支がどうなるかというような数字を出せということでございましたので、ちょっとその趣旨に合っているかどうかはあれなんですけど、一応机上で計算するところということになります。

次をめぐっていただきますと、ランクごとに分けてございますので、これがどうなるかということでございます。これは分析、細かくしていますので、先ほどのはざっくり、C・D・Eを一括で分けてございましたが、これはC・D・Eをすべて個別にランクごとに査定をしたものでございます。

それで左の方の5番、21年度の平均価格で説明をさせていただきますと、その右側の方の中ほどに「既投資額②」と書いてございます。これは今まで投資した金額をABCDEごとに集計、個別で分割をしている数字でございます。

その下の「将来投資額③」というのは、これも同じように、将来的にAであれば3億3,000万円くらい投資をしますと。言わば、将来ランクごとにどういう投資額をするのかということでございます。

その下の「将来利息額」につきましても、同じようにランクごとに、将来の利息がどれだけかかるかというようなことでございます。

その下でございますが、「収支」と書いてございますが、これにつきましてはちょっと訂正をお願いをしたい。収支が間違っております。「収支⑤ = (② + ③ + ④)」となっておりますが、これは上から4番目の「分収推計金額」を、これで引かなくてははいけませんので、申し訳ございません。「収支⑤ = ① - (② + ③ + ④)」と修正をしていただければなと。

そういう計算をしますと、Aであれば前回も申しましたように、6億7,000万円くらいの収支が出てくるというようなことでございます。

一番下の「将来収支」につきましても、これもちょっと申しわけございません。エクセルで作っているもので、数字が消えてございまして、「将来収支⑥ = ① - (③ + 」という

ことでその次が空欄になってますが、この空欄のところに④が入るようになってます。正解は「将来収支⑥＝①－（③＋④）」。この空欄のところに④を付け加えていただいた数字を計算をしております。

この中で、A・Bはちょっと別でございしますが、最終的にCランクでお話をさせていただくと、既往投資額、中ほどに少し網かけをしておりますが、Cにつきましては84億円くらいの投資をしておりますということでございます。

その下の将来投資額が、ほぼ19億円くらい想定をしております。それに対して利息については、将来利息が約10億円くらい想定をしております。これを計算をしますと、52億円くらいのマイナスになるということでございます。

その下の方が⑥で、①からの、今の既往投資額で、分収収益額を加えていくとどうなるかということと、31億円強のプラスになるというような数字を掲げてまして、右の方の「CDEの合計」と書いてございしますが、これが先ほどちょっと説明をさせていただいた、資料3のところでございますが、ややこしくて申し訳ございませんが、C・D・Eの合計額で、2枚目にも書いてございしますが、その網かけの下の30億6,000万円というのが、資料3の案2の横のところの④のところの30億6,200万円、これに該当するということでございます。

その右の資料3の20億9,500万円というのが、資料3の2枚目の先ほどの将来利息額の20億9,500万円、これに合致をします。

そういうことで個別に書いた数字がこれでございます。ということで若干分かりにくいんですが、個別のランクごとに分けてしまう。どこで分けるかということが、検討の1つの課題になろうかと思えます。

少しややこしいのでございしますが、ランクごとに分けた数字を記載しております。

それと右の備考欄にも書いてございしますが、公社の方が19年度の試算をしておりますが、長期の木材価格は補助制度が変わってございますので、22年度に少し将来投資額の動向を見直したところの計算をしております。

ということで、特に③の将来投資額について当時の公社が言われました従前の試算とは、若干基礎が違うということで少し見直しをしているということを書いてございます。

こういう数字を見ていただくと、少しどういうランクごとに分けていくのかということで、一つの目安になるのかなということで、事務局の方で試算をさせていただきました。

少しあちこちとんで申し訳ない、分かりにくい資料になってございますが、取りあえず簡単で申し訳ございませんが、そういうようなことで、各委員さんのご意見を聞いて整理をしたものを、少し前回は委員さんの中で「個別でどうなるか」と、「試算を出して欲しい」ということで、出させていただいたものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

分離・分割後の不採算林の政策、4つくらいの考え方を説明していただきました。

それを踏まえた将来負担の見込みの大雑把な試算をしていただいたのですが、仮に採算林・不採算林を分離して、今後経営するというような考え方に立った場合に、その分離する不採算林の政策をどうする、どれがベターなのかということについて、実は私個人が判断をすることがいまだにできないというか、どれがいいのかと問われてもなかなかできないのですが、これは各委員の意見を聞かれて事務局の方で整理されたわけですね。

各委員さんの方ではこれがベターなんだというお考えをお持ちの方、おられると思うんですけども、その辺で各委員さんの考え方をお聞きしたいと思うんですが、その前に今の事務局の説明に対しての質問等、まずございましたらいかがでしょう。出していただいたらと。

一つよろしいですか。ちょっと初歩的な質問で申し訳ないですけども、資料3の1ページ目の数字の見方なんですけど、⑥と⑦ですね、これどういう。収支1・2とかなっているわけなんですけど、そこのところがちょっと良く分からなかったの。

(事務局)

すみません、説明が粗くて申し訳ございません。

先ほど、委員長がおっしゃいました収支、「将来収支1」というのは、Eが先ほど言いましたように、実際にマイナスになるということなんで、マイナスを加味したということですので。

それでこの「将来収支2」というのは⑦番でございますが、Eは例えばマイナス1億円が出ておったとしても、それをゼロとして査定をしますので、案2の方が良くなるということでございます。

収支1というのは、Eのマイナスを加味をしているということ。将来収支2というのは、マイナスをゼロ査定をしているということの違いでございます。

(根小田委員長)

はい、分かりました。

質問等ございませんですか。

いかがでしょうか、その4つの案の考え方が示されておりますが、具体的にこの説明の中で森林組合さんの名前なんか出てきていますけれど、当事者の森林組合の方から見たら、「こういう考え方についてはこうだ」というご意見をお持ちだと思うんですけど、いかがでしょう。

公社の経営改善という場合に、僕も理解が不十分なんですけど、私の理解では採算林と不採算林を分離するというのは、要するに収入の枠内で今後経営しましょうと。新たな県民負担とか、県の負担はできるだけ小さくして、あるいは新たな持ち出しは無しでやりま

しょうという考え方があって、だから不採算の所はもう切り離してしまおうという考え方だったと思うんですね。

ところがそれをやる時に、不採算林の処理の仕方、例えば売却するとか、あるいは無償で譲渡するとかということにした場合には、その回収不能額というか、将来負担というのか、債権放棄額というのは、それは膨らんでしまうということになっているわけですね、概算としては。

その2つの問題の関係をどう考えたらいいか、そこもちょっとよく分からんなと思って。

いかがですか。森永さんなんかは公社の経営改善をいろいろ考えていただいたんですけど。

(森永委員)

はい。

(根小田委員長)

仮に不採算林の所有者に対して、時価で売却するとか無償で譲渡するとかいうふうにした場合に、将来の負担というか、かえって増えるんだという結論になっているんですけど、この辺は一体どう考えたらいいでしょうか。

(森永委員)

結局、土地所有者に返すということであれば、今までつぎ込んだお金がそのまま回収できずに、土地所有者にお返しするということですよ。それが県民の方にご理解いただけるかどうか、というところもあるんじゃないかと思えますけど。

(根小田委員長)

県民の理解が得られれば、もうそういう形で処理した方がいいんだと。そういうふうにした方が今後の公社の経営としてはいいんだと。

(森永委員)

そうですね。そういう形をすればここにはお金は一切入れないということで。負担もこれからは少なくなると思うんですけども。

(根小田委員長)

今後の負担はね、なるほど。

(森永委員)

ただし育林というか、そういうことを考えるとまた違った見方になるでしょうけど、そこはちょっと置いといて考えるんですけど。

(根小田委員長)

売却以外のケースの場合ですかね、要するに。

(森永委員)

いや、土地所有者にお返しするとすると、山が荒廃とかという、そういうことがありますけど、今回はそれは抜きで考えなければいけないと思います。

(根小田委員長)

それは、所有者にお任せするという事になってしまうわけですね、基本的に。いかがでしょう、どうぞ。

(橋本委員)

資料3の1ページ目、久武さんの方からも説明があったとおりになんですけれども、案1だと将来の負担見込額というのが、案2と案3に比べて少なくなっているようです。で、分離していくという案2とか案3だったら、将来の負担見込額が増えているんですね。

これは、切り離すのがC・D・EプラスBの一部であって、不採算林と言われているものも分離する案にすると、負担が増えるということになっているんですね。

不採算林を分離して、なぜ負担が結果として増えるかということになるのですが、不採算林の定義は、「将来の収入額から今までかかった、過去にかかったもの、これからかかるコスト、すべてを差し引いてマイナスになるもの」を不採算林と言っていますので、そうすると確かに不採算林ではあるんだけど、過去のことを置いといて将来のことだけ考えると、BもCもDも今後かかる費用よりも将来の収入が多いわけなので。ということは今後だけ考えると、プラスになる団地というのがBからDまでになっているんですね。

ですので、これを無償で譲渡してしまうということは、一定のプラス要因を失うことになるので、これを分離するという案である、案2とか案3というのは負担が増えてしまうというふうになるので、その今後持ち続けるのがいいのか、分離していくのがいいのかという議論はあると思うんですけど。

案1というのは、そういう意味ではずっと持ち続けるので一定のプラスを残すことができるということで、将来の見込額が最も少ないということですので、もしCとかDとかいった山も時価で売却できるのであれば、⑨番よりも⑩番が、多少将来負担見込額というのは、時価で売れる分、減ってきますよということになるわけです。

(根小田委員長)

なんか分かったような。

要するに、過去につき込んだお金を取り戻そうというふうに思わなければ、切り離れた方がいいんだというふうになるんですかね。

その辺、どう考えたら。

(事務局)

橋本委員さんがおられるのであれなんですけど。

先ほど橋本委員さんにご説明していただいたとおりでございまして、こういう各委員さんとお話をさせていただいた時に、数字は出してなかったんですが、再生をすると、そういう時については将来の見込額が減るとか、現実的なキャッシュで運用するかという違いは大きいだろうと。

今確定をするんですけども、もし将来的な価格が下がってしまうとそれだけマイナスが増えてしまう。上がってしまうと収入が増えてくるという部分はあるんですけど、反対のところのリスクヘッジから言うと現ナマというか、収益があるというところなので。

そこをどう加味するかという、ここにデータを掲げてございませんので、そういうご意見もいただいたやに聞いておりますので、その辺を今伐ってしまうといわゆるゾーニング、損切りみたいな形で、それで確定をしてしまうんです。

先ほど橋本先生が言われたように、今の価格で売ってしまうと一定増える可能性もあるし、もしその価格が千円落ちてしまうと何十億円という価格変動をしますので、そういうリスクヘッジができていうことで、どちらを重く取るかによって判断が違ってくるだろうなというふうにはおっしゃっていただいたんじゃないかなと。

ちょっとペーパーでは書いてございませんが、そういうご意見もあったと思っているので、その辺のリスクというのがあるんだと。これは森永先生も橋本先生もご存じだと思います。

そういうことではないのかなというふうに思っています。

(根小田委員長)

ほんまに申し訳ないですけど、理解が不十分で。

そのリスクヘッジをする場合だったら、どの案がいいの。

(事務局)

案というのがあれなんでしょうけども、先ほど言ったように、橋本先生がおっしゃったのは間違いなくて、案1であればこれが将来的には今の価格でいけば、これからいけるだろうと。

もし、分離をしてしまうと、今の価格の中でC・D・Eについても一定の収入、これからの今後の投資額に比べて収入がございまして、うまいこといけば儲けるといふか、若干

マイナスが減る可能性があるんですよ。そこを放棄するというところでございますので。

今おっしゃったように、今の価格で持っておって、将来的にやると得するかも分かりませんが、ただその価格的なものが不確定だと。そこがどうしてもリスクで、売却してしまうと一定価格、いわゆるそこで終わってしまうわけで、現ナマ、現金が入ってしまうということで、確定をしてしまうということです。

どちら側に重きを、比重を置くのかによって違うと。ここがなかなか実は難しいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

(根小田委員長)

はい、いかがですか。

売却案については、時価で売却するという点については、難しいんじゃないかというご意見がありましたよね、委員の方から。いかがでしょう、その辺り。

無償でやるということになる可能性の方が高いのですかね。

(臼井林業振興・環境部長)

これはそれぞれ、4案で出していただいておりますが、それぞれ難しい面があります。

実際問題として、原価で土地所有者に売却、これはかなり難しいです。所有者はそれほどお金がありませんので。無償であるということであれば、まだ受けていただける話であると。

それで土地所有者から購入するという部分は、出てくる可能性はあります。それはケースケースだと思いますので、すべてを例えば売却、購入とか、この4案の中に当てはめるというはちょっと難しいのかなと。

所有者によっては、例えば売却、所有者によっては購入、それから大方の部分はこの2と3でやるとか、そういったケースになると思います。主にこれでいくんだけれども、できない場合は、こう、こう、こうという形を取らないと。

一つだけに決めてしまうと、すぐ行き詰ってしまうような感じは持っています。

(根小田委員長)

はい。その購入案というのは、これは現実的にどうなの。購入するというの、公社が。

(臼井林業振興・環境部長)

公社が購入をするということでございますが、現実問題として、県がお金を貸付たりということをして、購入するということになるんですけども、その場合に県がこれ以上、その部分の支援をして負債を増やしていくということに対しても、かなり困難な部分もあるというふうに思います。

(根小田委員長)

難しいですね。

4つの考えられる方法のうちの2番目と3番目、この新契約とSPCですかね、これの可能性なんかはいかがでしょう。

単なる考えられるんだということだけど、実際の見通しとして、例えば可能性としてはあるのでしょうか。

(事務局)

実は、ご意見をお聞かせいただいた時には、新契約案というのが、主は大きな意味を持っていたのかなど。文章に書いてないのでなかなか分かりにくいのですが、一番これが今の現実に沿ってるというか、実態がこれではないのかというようなお話だと思っています。

実は公社は、先ほども言いましたように事業を実はしてませんし、作業班を持つてるわけではございませんので、森林組合さん、森林組合に固執するわけじゃないですけど、そういう事業体が事業をしていただいていますので、事業体がやっていただくだけであって、公社は6割いただくと。そういうシステムが一番いいと思われる。現実に近いというよう

な。

ただ県として外出しをしたときに、公社以外の方に、そういう高率の補助制度を対応できるのかというようなご意見があったと思っております。

それは我々としてもなかなか実は、一般の個人に高率の補助金を使うというのは、公社だから高率の補助金を使えるということがございますので、その辺のところの法的な問題とかいうのがどうなるのかなというところもあるんですけど。

委員さん、我々の意見でも一応今の現実に近い形だなという理解はしているんですけども、その辺の法的にというか、公社以外の方にそういう支援が可能かどうかというのは判断だろうと。

(根小田委員長)

なるほど。

今、ちょっと橋本先生とのやりとりで聞いていると、最初の2つが可能性としては考えられるということですかね。併用して、みたいな感じですか。

売れると、買う人がおれば売却というような、そういう部分もありますかね、考え方としては。

(事務局)

これはいただいてから事務局の方ですべてオーソライズをして、議論がされてないですけども、先ほど部長からお話をさせていただいたように、1つの案ではなかなか難しい選

択があるかなと。

4案であろうが3つの案であろうが、複数提示はして、基本的にはこれでいきたいということがあろうけれども、どうしてもそれにまとまらない時については、今のままでいくというのを無しにするとすれば、やはり複数案を持っていただいた方が、土地所有者も選択肢があるのかなと。県の方もそこは考えていかないといけないのかと。

1つの案でやるというのは、なかなか難しいのかなというのが、オーソライズはされていないですけど、そういう感覚を持っています。

(根小田委員長)

今の4つの考え方の2番目の新契約案については、「森林管理・整備主体」として、森林組合等というのが出されていますけど、例えばの話、今までの公社の取り分を下げ、土地所有者の取り分も下げ、その分を森林組合の方にやって、森林組合が中心になってやるようなことは可能ですか、森林組合さん。

(戸田委員)

やはりこれを、森林組合という特定の中で係わっていくと、やはり一番問題になってくるのは、森林組合の法整備の一つは大分、左右される面がありやせんかと思うんです。

例えば森林組合が斡旋を受けて、所有権が移ったりするということになりますと、現状では、この森林組合というのは、固定資産の所有の条件というのが一応は定められていますし、そういう面で多分問題が出てくるのではないかな。

それから、今のままで委託管理だけを受けていくとすると、すぐに今回の再生プラン等と言われる員外利用という部分でも、やはりどこかで検討をしてもらう必要があるんじゃないかと、そんな気がします。

だからやはり法整備というのはどこかで大事。森林組合もこのまま受け皿になって係わっていくというのは、多少現行の制度上は気になるところが多いと、私はそんなふうに思います。

(根小田委員長)

法制度上の問題は、もちろんこれは国レベルの話になりますかね。

(臼井林業振興・環境部長)

これにつきましては、一応分離をすると。公社から離して、公社と土地所有者は受益権を持つということですので、実質は長期信託というような格好になりますので、森林組合の山になるということではないと、先ほどはそういうことだと思います。

それであとの問題ですね。員外利用の問題についても、国の方とも相談はせないかんですけれども、結局集約化してやっていくというような、集約化の団地というような考え方

をもってすれば、員外利用に当たらないでいくんじゃないかと。

所有者から信託を受けてやっていくという山だという位置付けですれば、必ずしも公社にあった、公社の山をやるということではなくて、公社が分離した山ですので、員外利用には当たらないでできるんじゃないかというふうな考えは持っています。

(根小田委員長)

中越委員、何かございますか。

(中越委員)

県下の森林組合が25くらいあるんですけども、代表してのお答は、それはできんと思うんですけども。

この、例えば分収割合の10とか20とかいうところの条件を、今後詰めないかんと思うんですけども、基本的には、森林所有者、組合の山の管理とそんなに違いはないだろうと思います。

ただ、森林組合としても投資をしていくことですので、85であったり68であったりするところで、32とかというものを投資が要るわけですので、そこら辺りの資金繰りがうまく回っていくかということも考えてみないといけないというふうに、そういう部分は一定の資金をもらわないといけないだろうと思いますけど。

やはり、この連合会長もおいでますけども、森連全体の中でこういうものが案とあるならば検討していくことが必要だと思います。

(臼井林業振興・環境部長)

確かに初期投資の部分はご負担を願うという格好で、何らかの支援は考えていかなければと思いますけども、伐採をして収入が入るまでは、その部分が投資が要するという、一つは課題があるというふうに思っています。

何らかのこれに対する方法が要るんじゃないかというふうに考えています。

(根小田委員長)

はい、その他いかがでしょう。どうぞ。

(森永委員)

資料の4ページの「SPC案」ですけど、ここで出資が起こるわけですが、公社からの出資はいくらくらいと想定されていますか。

(事務局)

具体的には、そういう数字で考えてございませんが、ちょっと説明が悪かったんでござ

いますが、基本的には、SPC というのは現ナマというか現金を動かさないという判断でございまして、基本的には土地所有者も現物でやると。

もしその現物がどうしても駄目だった場合、例えば購入してほしいという時で所有権を移転するのであれば、それを出資するという考え方もございます。それはあくまでもイレギュラーだと。

こういうご意見もございましたので、絵を描きましたけども、県としてはなかなか、基本的には現物出資みたいな形になると、SPC と土地所有者の間には現金が動きませんので、流動がございませぬので、県の方から、公社の方が出すということはないのではないかなというように想定をしております。

もしそのランニングコスト、この SPC のランニングコストが要するというのであれば、公社の方もランニングコストが要ってますので、反対の民間さんも当然一定の出資をされますので、こういう形にすると普通その SPC を作るころの出資割合が出てきます。

当然 SPC の代表を民間さんがやると、権限というか、議決権がないので、一定なにか権利を出さないといかんというご指摘もございましたので、当然半分くらい持たないといけませんので、その辺の係わり合いではないかなというふうには思っております。

(根小田委員長)

よろしいですか。

その他、いかがですか。はい、どうぞ。

(橋本委員)

この資料 2 の「分離・分割後の不採算林整備策」ですが、この不採算林について今後投資をしないということで、これ以上不採算林にお金をかけないというふうな方針にされていたと思うんですね。

今資料 2 であるのは、この「売却案」というのであれば、売却して収入があるから結構なんですけれど、分かりやすいのは、分かりやすいと言うか、私がこれはいいのかなと思うのが「購入案」でして。購入案となってくると、まずは団地を取得するために県がお金を出すということになるんじゃないかなと。

これ以上お金をかけないと言っているのに、お金が出ていくことになるんじゃないかなと思うんですね。無償で譲り受けるということがあるのであれば、取得するというのも一案としてあるのかもしれないですけど、これでお金が出ていってしまっただけじゃないかなと思っております。

「新契約案」という 3 ページの案も、組合さんに一定の負担をしていただくことで、受益権を譲渡するということになっているんですけど、その結果として公社の取り分、受益権が減っておりますので、その減るに見合うプラスの効果があるのかなというところは思いますね。

土地所有者も減っているわけなので、土地所有者が減ることがOKであれば、その分収割合を公社が取り分を多くするという、もう一つの案も考えられるのかなと思ったりもするわけで、やはりこれも将来の収支プラス・マイナスで、マイナスにならないように注意しておかないといけないのかなと思うところですね。

この「SPC 案」もおもしろいなと思うところもあるんですよ。正直まだ、結局これでこの主体がその取得をするのか、まだ見えてないんですけど、これも県の予算から言うとやはり、この案を取ることで公社あるいは県が損になることになってはならないな、と思ったりするわけで。

これも民間経営主体に一定の受益権が発生するわけなので、ある程度その民間経営体に費用を負担していただくということが、必要になってくるんじゃないかなと思うんです。

(根小田委員長)

ということは、総合的に考えますと、どれがベターだということになりますかね。

一番、県の今後の負担というか、持ち出しというか、そういう点でまずいのはどれになるんでしょう。

(橋本委員)

先ほど申し上げたように、分かりやすいというのは、購入案じゃないかなと思うんですけど。不採算林の山を買うというのは、それで良いのかなと。これ、お金が出ていくんじゃないかと思うんですけどね。

一番、不採算林を切り離すということなので、売却できればいいんですけど、ただその売却を有償で、一定の価値を得て売却するというのは難しく、無償になる結果として先ほどのように、公社は将来収入のある山を手放すことになってしまうので、これも無償で譲渡しづらいなと思うところですね。

ですので、私は保守的な選択肢ではあるんですけど、従来通りCもDもEも持ち続けて、手はかけないと。ただそれだと改革案として、あまり前進をしないのかなと思ったりもするところですけど。

(根小田委員長)

別会計案になるんですかね、前に出た案1。

(橋本委員)

そうですね。案1ですね。

(根小田委員長)

これは総合的に考えると、これまでの投資分と今後のお金をかける部分と、総合的に考

えるとこれがベターだということになりますでしょうか。

その辺は僕は、頭が回らなくて計算ができないんですけど。

もしそういうことであれば、これはまた一つの選択肢として浮上をしてくることになり
ますし。

(事務局)

定義的に言えば県の都合で、公社の方ではC・D・Eっていうのは事業をさせないという
のが現実なんです。

これが、我々の方も半永久的に続けられるかどうかというのも、実は疑問でございまし
て。当然、土地所有者から管理を、責任を問われますと、永遠に今のままでいいのかわ
かというのも実はございますし、そこの経費をどういう形で落としていくのかというのが
ございますし。

実は購入につきましては、たまたまこういうご意見をいただいたんですけども、総務省
さんの方も制度上で、こういう購入を公営林化をするというような支援策が実はございま
して、これに対しての特別交付税措置を講じているというようなシステムもございます。

我々が国とお話をする中で、当然先ほど言いましたように、利息については軽減措置が
されるんですけども、要は現金というか、元は高知県・公社が出さざるを得ないので、そ
ういうのができるのかどうかというのがあって、こういうものも制度上はあるんですけど
も、どこの県も使っていないというのが現実です。どこでもあるんですけど、一応国の方
では購入するための支援制度というのは設けられておられるということ。

(根小田委員長)

支援策、あるんだ。

(事務局)

特別交付税で例えば公益的な、公社が買うときについてはそういう特別交付税措置を講
じているというシステムがある。

ただどこの県も使っておりませんし、そういう森林整備が必要だというのは、総務省さ
んもご存じですし、必要ということで、できない所については株の購入もというのを考え
ておられるんですけど。

さっき言いましたように現金、利息の軽減はあったとしても、元金に対して支援策がな
いので、当然その分だけ県の持ち出しが出ますので、我々としては負担が要るんだとい
うことでございます。

あとは、基本的にはどういう形で負担をやるのか、細かな話もしていけないと。橋本委
員さんが言われたように、比較考慮がもうちょっとできないか。数字を出さないと難
しいのかなというふうに思っております。

ただ、どういう形で出したらいいのか。今回ざっくりで申し訳ないですけど、委員会でざっくりという表現が正しいかどうか、申し訳ないです。

少し精査をした数字を出さないと、委員会としてはその判断ができないこともあるのかなど。その辺を委員さん方のご指導をいただきながら、作っていかざるを得ないのかなど思っているんですけど。

(根小田委員長)

はい、なかなかその不採算林の政策、分割・切り離しということを前提にして考えた場合の不採算林の政策について、それぞれ長短いうか、メリット・デメリットいうか、そういうものがあって、なかなか判断しづらいですけども。

今日の委員会で、これが第一だとか、これでいくとか、そういうふうにならないかもしれませんが、とにかくこの機会にいろいろ疑問点・問題点、ご意見をざっと出していただいて、もう少し詰めた検討をしていただくようにした方がいいと思うんですけど、いかがですか。

私自身がなかなか理解が不十分で申し訳ないですけども。

時価で売却するのが、実際感触として難しいんでしょう。どうなんですか。

(臼井林業振興・環境部長)

土地所有者が市町村の場合なんかは、可能性はあります。市町村に買い取ってもらうということはあると思いますが、土地所有者が個人の場合は、なかなか時価であっても難しいと、現実的には難しい方がかなりおるんじゃないかと思っています。

(根小田委員長)

土地所有者に戻すということになると無償というか、「お返ししますので対価無し」みたいな形だったらすんなりいくけれども。

いきますか、それでもすんなりはいかない。

(中越委員)

いや、それは多分、すんなりはなかなか難しいんじゃないかと思います。

契約行為をいわゆる違反というか、法の適用を達してないというところがありますので。

(根小田委員長)

そうですか。

なかなか行き詰ってきましたね、これは。

(中越委員)

多分、いけるんでしょうけど、すんなりはいかない。

(金子委員)

無償というのは、やはり法的に見てもちょっと問題が大きいかなと。

国は財産を、価値のある財産を無償で渡すということは、それは。

ええ、そういう意味でも公社の経営が、引いては県の責任という意味でも、無償で譲渡するというのは問題があるのかなという気がしますので、そういう点からもちょっと難しいかなと思います。一応、念のために。

(根小田委員長)

はい、その他ご意見ございませんですか。

考え方として4通り出していただいたんですけど、具体的にその可能性だとか、実現の可能性だとか、実際にそれでやってどこまでいくかとか、その辺のところもまだこれからの段階だということですね。

(事務局)

事務局の方でこういうご意見をいただいた時も、くどいですが、部長からお話させていただいた、4つの案の中でこれで決めるというのは難しいだろうと。

ただ選択制というのは一つ考えられる。あと条件の整備をしなければいけないと思うんです。

ちょっと我々の方でも、これは県の方が判断をするんでしょうが、先ほど金子先生がおっしゃったように、無償でやった時については、やはり法的にというか問題がございますが。

例えば、こういう公社以外の所に、民間とかほかの所に公益性がない、つまり高率の補助制度、一般、公社以外の所に高率の補助制度で対応した時に、例えば法的に問題があるのかないかとか、これは裁量権の話で、県が判断せざるを得ないでしょうけど。

そういう部分があるのか、もしそれが難しいのであれば頭から検討するべきでないでしょう。その辺もご意見をいただければなというふうに。

(金子委員)

補助金でということになると思うんですけど、それについては、やはり公益性があるかどうかという点で、一定裁量が県に与えられた裁量の範囲内かどうかという、そういう判断になってくると思います。

それで、公益性があるというふうに判断されれば、問題はないですけど、それは最終的に司法判断ということになりますので、そこはなかなかやってみないと分からない部分ではあるのかなと思います。

ただそういう公益性があるんだというような判断で、しかもそれを県議会できちんと説明をして議決をされたという手続きを踏めば、そういう違法とされるリスクは減っていくのかなということは言えるかと思います。

(根小田委員長)

はい、今の問題をちょっとおきまして、もういっぺん4つの案に戻りますけど、そのSPCという案を出されたのは、これは可能性が全くないわけではないということで、案として出てきているわけですね。

ただSPCでいくなら、全部カバーせないかんとということになるんじゃないですか。部分的にこれを採用するなんてことは、あまり意味があるのかなという気もします。

(事務局)

SPCというのは、理想は、さっき橋本先生が「おもしろい」という言い方をして、我々もそういう意味では、少し他の県ではないようなご意見をいただいたのかなというふうに思っているんですけども。

意外と簡単な、私の知っている限りは、SPCというのは管理会社で、ほとんど箱というか、空の会社が現実と言っていいのかどうか、ちょっと専門家がおる前で申し訳ないですけど、それに対する支援する民間さんなりがおられれば、所有権が移転をしているだけなので、そんなに難しくないのかなと思っはいるんですけど。

ただ先ほど言いましたように、土地所有者から出資をしていただく、その時の出資をする現ナマというか、お金は現金が流動しませんので、SPCに出資をした時のSPCの、破たんをしてしまうとそれで終わってしまいますので、その辺のSPCの設立団体というのは余程しっかりしてないと、出資者というのは危なっかしくて出せないだろうし、その辺はしっかりしておれば、反対に土地所有者も所有権というか、登記上の煩雑さが省かれますので、出資、言うたら株と同じなので、配当が来ますので、そこが安全性があれば可能だろうかと思うんです。

その辺は少し、もうちょっと具体的にお聞きをしながら考えていかないといかないのかなということと、若干土地所有者のご意見を聞きながらというか、そういう可能性があるかどうか、机上では多分可能性はあるんでしょうけども、現実的にどうなのかなというところでございます。

先ほど、事務局の方から説明をしましたが、公社の問題ではないですけど、県行造林と同じような事業をしていますので、県行造林では土地所有者が市町村の場合については、買っていた事例もございまして、そういう動きはないことはないだろうなというふうには思っております。

(根小田委員長)

はい、なかなか私の方が司会者、座長として議論をリードできないですけど、この4つの案でどれがベターかという判断はなかなかできないですね。

(高村委員)

SPCにした場合ですけど、収益林AとBが移行されるということですね。それからBの一部がSPCの方には、どれくらいが移行されるんですけど、もしこれを採用した場合に。

(事務局)

今、私どもが理解をしているのは、不採算林というか、今のところ、橋本先生からおっしゃっていただいたように既往投資額を除けると、B・C・D・EについてE以外は収益がございまして、既往債務を棚上げをすると魅力があるでしょうけども。

全体をする場合も例えばA・B全部という場合もあるでしょうけども、今のところ少し私の理解では不採算林という前提の中で考えていましたので、A・Bというのは少し範ちゅうには入ってなかったんで。

(高村委員)

A・Bじゃなくてですか。

(事務局)

ええ、不採算林というか、A・Bは残すという前提だったということでございます。

(高村委員)

そうか。

それでも、配当がいくということは、それなりに収益が上がるということですね。

そのときに例えばCとDがSPCの方に移行されたとした場合に、Cの中でも結構いいものもあれば、Dの全然収益が上がらないような所もあって、それが均等に土地所有者には分配されるということになるんですね、きっと。出資の割合としては。

土地所有者はいい所を持っていても、悪い所を持っていても均等化されるので、いい所を持っている人にとっては不利だし、悪い所を持っている人にとっては有利になるような、そんな気がちょっとこれを見ていてしたんですけど、どんなものでしょうか。

(事務局)

具体的にちょっと私どももやっていませんので、分からないですけども、例えば私の知っている知識の中でやると、一定評価で差をつけるのではないのかなというふうに思います。

当然、ここの団地だけに例えば何割を配当するというのが、現実的に可能かどうかとい

うことでございます。

高村委員さんがおっしゃるように普通会社であれば、延べて剰余金を配当するということになるんでしょうけど。

事業ごとに配当するというのが、制度上はできるかどうかということだと。その時の出資額をどういう形で按分するのかということに、限定ではなるのかなというふうには思います。

先ほど言いましたように SPC につきましては、既往債務を持ったままちょっとまた評価が、あちこち言うけども、既往債務を持ったままでやると、最初から SPC はおっしゃられるように難しいのかなというふうに。そこまで条件的にというのは難しい、いろいろな条件が入ってくるだろうなとは思いますが。

ちょっと勉強、SPC の特別法がございますので、僕の方がそこまで承知していないので、多分基本的に、均一の配当をしないと駄目なのかなと思ってはいるんですけど。

(高村委員)

分かりました。

だから土地所有、土地というかこの分収林の生育具合によって評価を加えて、出資額とするみたいな、そういう形にやろうとしたわけですね。

今度分収林の上物に対する責任者というのは公社ですよ。同じ 1 ha の土地を貸したのに、うちの 1 ha ではこれくらいしか価値がなくて、他の人の 1 ha はこんなに価値があるみたいな、そういうふうなのが全然。土所有者にとっては同じ 1 ha を貸したのに、なんか差ができたみたいな。

それは最終的に分収林全体のアイテム、ちょっと分からないですけど、なんかどうなんだろう。どこかでいろんなあれがくるような、破たんとかひずみがくるような気もちよっとしましたが、それでどうという意見は持っておりませんが、なんかそんな気がしました。

単にそれだけです。すみません。

(森永委員)

前もお話したんですけど、この土地所有者は現物出資しますので、その時に評価がされるわけですので、同じ 1 ha でもめちゃくちゃ評価が低い土地所有者は出資割合が当然少なくなるということで、全体として配当があった場合に配当割合で、そのお金を負担されるとすれば公平性は保てるのかなという気がしましたけど。

(根小田委員長)

これ、SPC の場合は既往債務は抱え込むわけですか。

(事務局)

と言うか、まだそこまで考えてない。

既往債務があると、その既往債務の返済でやるので、先ほどちょっとご紹介したように100億円を超えるオーダーでいくので、例えばそのSPCに出資をしてくれる所があるのかどうかという、少しそこは状況的に考えないと、負債処理の問題と係わってるのかなと。そこは少し考えないと、今のまま全部負債を持ってSPCというのは、現実的にちょっと難しいのかなとは思っています。

(根小田委員長)

僕はびんと、最初そのくらい追いつかへんちゃうかと思ったのはその問題が頭にあって。引き取る経営体はあるのかなという気がしたんですけど。それで現実、実現可能性がどこまであるのかなという気がしたんですけど。

そこははっきりしてないわけね、まだ。

(事務局)

はっきりしてませんし、少しその案をいただいた時にはSPCさんの方は出資、例えば経営される目線では、いわゆる木が生えた状態で管理ができますので、公社の山は大体40年～50年生になってますので、いわゆる即、伐れる山があるんじゃないかなと。

それが全部が投資するというわけではないということで、そこは一定必要な時に伐り出せるとか、そういうメリット・デメリットはあるやには聞いていますけど。

一からやるというよりも、そういう意味では即、伐れるなみたいなことは理解をしています。

(根小田委員長)

一からやるわけではない。けど、既往債務を抱え込むというのはちょっとまた。

大体そもそも評価の低い山林ですよ。だからそこら辺がちょっとどうなのかなという気が、実は素人ですが思っている。そういう問題がありますね。

(事務局)

ええ、そこは県としては、公社としてはすべて持っていたら。でもそれはなかなか現実的には難しいのかなと。

(橋本委員)

SPCもいろいろ詰めていくと、難しいところがあるんだと思うんですけど、さっきのお話を伺っていると、森永委員さんが言われたとおり、その出資割合が、土地所有者が価値に応じて違ってくるということで、そうしないと土地所有者の公平さが保たれないように

思うんですけど。

そうすると、その1ha当たりの評価を土地所有者ごとにどう見るか、あるいはそれを土地所有者に受け入れてもらうかというのが、難しいんじゃないかなと思いますね。

(根小田委員長)

資産価値の評価ですか。

(事務局)

ここは前回でしたか、前々回でしたか、委員さんのご意見をいただいて、今公社は県が、当事者が評価をしてますので、第三者等々の評価が必要だというご意見をいただいたやに思っていますので、その辺の客観性が、透明性のある判断が必要なんだろうなと。

それで説得もする。当事者がやるとなかなか難しいところなので、第三者なりがするというご意見があったと理解しています。そういう手法も考えないといけないのかなというふうには思っています。透明性と公平性を保つためにはです。

(根小田委員長)

先ほどの所有者に対する売却、ないしは無償の話も現実問題としてはなかなか難しいという話があったんですけど、こちらのSPCに出資をするという話の場合はどうですか。そういう話だと割と受け入れてもらえる可能性はあるんですか、所有者に対して。

(事務局)

公社と特に、私どもは事務もしていませんので分からないですけども、県行造林の土地所有者にお会いした場合については、これがいいと、こういうSPCの議論も全然なかったので、すごくあれですけども。

例えば所有権がものすごく複雑になって、昔であれば家長が引き継いで、家長というとあれですけど、地元におられる方が引き継いだんですけど、結局はその方が出て行くんで、その管理ができない、という管理の仕方を考えていただくというようなご意見を聞いていたので、実は今回こういうご意見もあるのかなと思っていたんですけど。

(根小田委員長)

現場はどうですか。そういう話が来た時に山林所有者にどういう対応をするか。

(中越委員)

あまり理解ができてないところもあるんですけど、いわゆる伐採して処理した時の配当の時期、そこら辺りがどうなるのか。

あとはその分取割合とかいうところで、配当を受けるならそんなに抵抗はないんじゃないな

いかなと思いますけど。配当の時期がどうなのかなというように思っています。

(戸田委員)

このSPCですか。このことについては、これは私の直感ですけれども、土地所有者が一番理解を求めるのは、多分きついんじゃないかと思うんですよ。

というのは、本来の契約と全く違う形を強いるわけですから、なかなか理解を得るのは。実際私はかなり骨の折れる部分ではないかと、こういう気がします。

もし仮にこれをきちっと理解をしてくれると仮定をすると、一定やはりそれは負担も少なくなるだろうし、いいと思うんですね。非常に土地所有者の理解を求めるのは、大変骨の折れる部分じゃないかと思います。

(根小田委員長)

はい、大分いろんなご意見を伺ったんですけれども、今日の会議でこれがベターだ、よりベターだという優先的なあれが出て来ないし、分離・分割で、これを大前提でこれで行くという判断にもなかなかまだ行ってないようなところもありますが、大分いろんなこの案の欠点だとか、長所だとか、そういうことについてのご意見を大分伺いましたので、次の段階ですね。

ちょっと担当者も変わるみたいですが、今年の9月くらいまでには、基本的な方針を出すという、そういう一応見通しの上で次の会議の段階では、具体的に何を明確にすればいいのかと、そこら辺のどこをちょっと考えたいと思います。

(事務局)

今日、いろいろご意見をいただいて、問題点・課題点もお聞きし、進めてという話なので、少しこここのところは整理をさせていただいて、もしよろしければ、そのところを一旦今日の議事録を起こしまして、各委員さんのご心配のところから整理をさせていただいて、まず少しその整理をした段階で、また見ていただいて。

少しまとめないとご意見が出てこないかなと思っていますので、そのお時間をいただいて今日のご意見を参考に少しまとめてみたいと思います。

また委員長さんの方がおいでいただけるのであれば、取りまとめた中でもう一度各委員さんにお会いをさせていただいて、かまわなければ集約をさせていただいて次回を迎えればもうちょっと意見というか、集約がされるんじゃないかなと思うんですけど。

(根小田委員長)

割と話が単純なのは4番目の購入ですけど、これはいろいろ支援策があるとは言え、持ち出し、放出ですけど。

あとの3つについては、やはりもう少し具体的にどういうやり方があって、どの辺がネ

ックになっているのか、ちょっと現場の方のご意見だとかを聞きながら、具体的に進める場合に、一体どういうふうになるのかという、そこら辺をちょっと詰めてイメージができるように出していただくと、また委員の方もご意見を言いやすいんじゃないかと思うんですけど。

(事務局)

すべてが皆さんのご意見ではないかも分かりませんが、部分的なやつで一つ何か具体的な形でお示しができるようなら、そういう形で。すべてオールマイティーではないかも分かりませんが、「例えばこういう事例であればこういう効果があり、こういう問題がある」とかというのを、少し整理をさせていただきたいというふうに思っています。

それで、少しご意見を賜りたいと思います。

(根小田委員長)

今日の議論でも結局、分離・分割でいこうというふうには必ずしもなっていないので、最終的にはこの分離・分割でいって、「やはりここが問題だ」という話がでてくる可能性がありますので、その段階だということで、その段階なんだけどももう少し、今日の4つの分離・分割でいく場合の方策について、具体的にもう少し細かな問題点を整理したものを次回には出していただければと思います。

委員の方で、特に事務局の方への次回の会に向けた、ここはちょっとはっきりしてくれとか、ここはちゃんと計算してくれとか、そういうご要望とかありましたら、出していただくといいと思うんですけど、いかがでしょう。

(高村委員)

いろんな方式が出ていて、私自身混乱をしているところがあるんですけど、例えば SPC なんかにした場合は、土地所有権が移るので主伐をした後の再造林とか、そういうふうなコストをどこかで見ておかないと、後の山が大変なことになるというふうな気がします。

それからほかの方式でもいろいろあると思うので、1ヵ所各方式の比較表みたいなのが出てるところがありますが、もう少しその部分の特徴とかメリット・デメリットが分かりやすいような形で提示していただいたらと。この資料1の5ページ目ですか。

(根小田委員長)

この不採算林の政策についての方ですね。

(高村委員)

そうです。

それからほかの方式も含めてもうちょっと特徴、メリット・デメリット、分かりやすい

ようなものを作っておいていただくと議論がしやすいかなという気がします。

(2) その他

(根小田委員長)

はい、その他ございませんでしょうか。

なかなかうまく議論を深める方向にいかなくて、司会者の不手際で申し訳ないんですが、その他ございませんようでしたら、今後9月までには改革プランを策定して出そうということになっていますので、引き続き、委員の皆さま大変ご苦労さまでございますけども、ご協力を願いたいと思います。

事務局の方、何かありましたら。

(事務局)

申し訳ございません。事務局の方で資料が討議をする資料になっておりませんので、次回整理をさせていただきたいと思います。

少し整理をさせていただいて、先ほど高村委員さんがおっしゃたように少し文字で書いた方が分かりやすいところがございますので、まとめ直したいなというふうに思っております。

ちょっと整理をさせていただきたいということと、このSPCとかこの受け皿の話が出た時も、ご意見では、さっきおっしゃったように今の補助金事業であれば木を伐ってしまうとあと終わりになるというところの、そのリスクをどうするんだというご意見が結構出たと思っているので。

SPCであれば、その後の心配が、SPCが判断をすることなので。基本的には土地を買いますので、放置をすることがないという前提という理解をしたので、そういう意味ではご意見としてはおもしろかったのかなとふうに思ったので。

おっしゃるように今であればあと20年後、契約を切れば、公社から手が離れますので、あとはどうなっても構わないという世界、それはちょっと県として考えなければならないねというご意見で、SPCが出たと思います。

そういう意味では受け皿として、土地所有者として残るんだらうなということで、少しおもしろいのかなというような形では思っています。

ちょっと具体的に分からないところがございますので、私どももSPCの方を勉強させていただいて、少し具体的な形をさせていただいて、他の案もそうです。もう少し具体的に整理をさせていただきたい。またご意見をいただければと。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

一応、これで今日の会議は終わらせていただきたいというふうに思います。
長時間、どうもありがとうございました。

(臼井部長)

すみません、最後に。

本当に1年余り、11回検討委員会をしていただきました。今日の議論にもありましたように、非常に検討すればするほどいろんな問題が出てくるという、公社問題でございます。

そういったことで、先ほど委員長からお話がありましたように、半年程度この検討委員会を継続させていただいて、より議論を深めていただいて改革案を出していただくということになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと最初に紹介がありましたように、私は3月で退職をするということになりました。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(根小田委員長)

どうもありがとうございました。